

高齢者の在宅生活を 支えます

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。

問合せ 高齢者支援課 (2階)
☎ (20) 1572 FAX (26) 6788



あんしん電話事業

市内在住の単身高齢者、高齢者世帯、日中または夜間独居の方に、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します（電話回線が必要）。ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員への連絡を行います。

※市民税の課税状況に応じて自己負担が発生する場合あり。

家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。

※市民税非課税世帯が対象。

家族介護用品支給事業

要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（購入できる金額には上限があります）。

※事前申請が必要。

※市民税非課税世帯が対象。

※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。

※社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と、この事業を併用することはできません。

高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

※利用料は1日当たり1,600円、利用期間は原則として1カ月に7日間以内。

②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

①と同じ対象者で、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。

※利用料は1時間当たり300円、利用回数は原則として週2回以内。

福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸し出します。

※基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料、それ以外は自己負担あり。